

国保水俣市立総合医療センター食器洗浄配膳派遣業務仕様書

<目的>

国保水俣市立総合医療センター（以下「甲」という。）における食器洗浄配膳業務（以下「業務」という。）を円滑に履行し、給食サービスの維持を図ることを目的とする。本仕様書に明記する項目は最低の必要要件を示しており、派遣元（以下「乙」という。）は誠意をもって業務完了すること。

1. 業務名 食器洗浄配膳派遣業務

2. 業務内容 管理栄養士の指示に基づき、次の業務を実施する。

- (1) 作業準備（移動式食器収納の準備等）
- (2) 配膳車移動・回収
- (3) 下膳車移動・回収
- (4) 食器洗浄
- (5) 清掃（洗浄機、配膳車、洗浄室、エレベーターホール、廊下、配膳車プール等）
- (6) 残飯確認
- (7) 廃棄物処理

3. 就業場所

国保水俣市立総合医療センター栄養科

4. 就業期間・就業日・就業時間

- (1) 就業期間 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
- (2) 就業日 一人当たり週5日以内の勤務とし、就業日については、甲から乙へ事前に通知する
- (3) 就業時間 午前8時30分から午後5時（休憩60分／実働7時間30分）
午前8時30分から午前11時30分（休憩なし／実働3時間）
午前6時45分から午前12時15分（休憩30分／実働5時間）
午後1時から午後7時30分（休憩45分／実働5時間45分）
午後1時から午後5時（休憩なし／実働4時間）
ただし、甲と乙で協議のうえ、変更可能とする。

5. 派遣人数 若干名 ただし、甲と乙で協議のうえ、変更可能とする。

6. 責任者及び指揮命令者

- (1) 責任者 診療技術部長（診療部長）
- (2) 指揮命令者 栄養科総括主任

7. 業務の履行条件

- (1) 甲は乙の派遣労働者の派遣先責任者として、指揮監督を行うことができること。
- (2) 派遣労働者は甲の指揮監督により業務を遂行すること。
- (3) 派遣労働者は円滑な業務の履行に誠意をもってあたること。
- (4) 乙は、派遣労働者の変更をする場合は甲に事前の通知を行うこと。
- (5) 業務上知り得た情報等を第三者に漏えいしてはならない。
- (6) 乙は、過去3年以内に、熊本県内にある200床以上の急性期病院において、同様の業務にかかる1年以上継続した契約実績があること。(派遣契約書の写しを提出)
- (7) 過去に人員が確保できないなどの理由により、同様の業務の契約を派遣先から解約された、又は派遣元から辞退・解約した実績のある事業者の参加は認めない。
- (8) 乙は、熊本県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けた者であること。(許可証の写しを提出)
- (9) 一般社団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度の認定を受けていること。(認定証の写しを提出)
- (10) 円滑な業務運用のため、必要人員の半数以上を同様の業務経験を1年以上有する者を配置すること。
- (11) 配置する派遣労働者について、無期雇用派遣労働者を派遣できること。
- (12) 派遣する労働者のうち、全体の4分の3以上は週5日勤務の社会保険加入者を選定すること。
- (13) 乙は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働の就業条件の整備等に関する法律」に基づく一般労働者派遣事業の許可を受けた者であること。(許可証の写しを提出)
- (14) 乙は、ISO27001/ISMS を取得もしくはプライバシーマークを保有していること。(認定証の写しを提出)
- (15) 乙は、従事予定者名簿を提出すること。
- (16) 本仕様書の記載のない事項で疑義が生じた場合は甲乙協議のうえ別に定めることとする。

8. 費用の負担

- (1) 業務の実施に係る備品、事務機器、消耗品、光熱水費等は甲の負担とする。
- (2) 制服、名札及び長靴は甲の負担とし貸与するが、その他靴は乙の負担とする。
- (3) 感染対策上、制服は自宅に持ち帰らず、施設内にて洗濯(外注)すること。洗濯に係る経費は甲が負担するものとする。

9. 安全衛生管理

- (1) 乙は、業務に従事する従業員に対し、年に1回以上、健康診断を実施し、結果を甲へ報告しなければならない。なお、健康診断に係る費用は、乙が負担するものとする。
- (2) 乙は、業務に従事する従業員に対し、インフルエンザに対する感染予防策として、予防接種を受けさせる場合の予防接種に係る費用は、乙が負担するものとする。

10. 従業員の研修

乙は、甲が必要と認めた院内研修(病院全体で実施する感染対策・医療安全対策等の研修)を従業員に受講させること。

11. 事故の報告等

乙は、業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置などについて、逐次、甲へ文書により速やかに報告しなければならない。

12. その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙間において協議して定めるものとする。

以上